

# 議会基本条例の素案づくりスタート!



### 【議会改革検討・推進特別委員会設置の目的】

町民に信頼される議会になることを目標に、議会運営のルールや在り方を見直すために特別委員会を設置するものである。(提案理由より)

早稲田大学マニフェスト研究所 中村先生から講義を受ける

## ■活動の成果報告 「傍聴規則」を改正(令和5年11月30日) しました。

議会改革特別委員会が主導し、傍聴規則を大幅に改正。傍聴時の個人情報記入等が不要になりました。これにより、傍聴希望者は住所と氏名、年齢を受付簿に記入せずに傍聴が可能です。また、これまでの議長の許可を得ないと児童や乳幼児が傍聴できない規定を削除。住民が参加しやすい議会の第一歩となりました。

## ■委員会の活動状況 (10月12日～11月16日に開催)

現在、「美波町議会基本条例」の制定へ向けた、素案づくりの検討会を行っています。この条例は、議会の最高規範としての町議会の「憲法」のようなもので、議会(議員)の姿勢を町民に約束するための大切な条例でもあります。

## ■議会基本条例の素案づくりと議会改革に向けた議論

- 議会(議員)は、何を議論しどのように決めているのか、議会の情報公開や町民への周知が十分できていないため、その説明責任を果たすための方法や、開かれた議会を目指すための条項を議論しました。
- 議員と町民が、自由に意見交換できる機会をつくり、町民参画による政策研究・提案ができる仕組みづくりのための条項を議論しました。
- 議員としての調査・研究活動を積極的に行うために、政務活動費を活用できないかを議論しました。
- 議員の、なり手不足対策としての議員報酬アップと、議員定数の削減案などに関して議論しました。(現在、「議員の定数を定める条例」は施行されていますが、議員報酬に関する条例はありません)

### ● 議会広報特別委員会 ●

〈委員長〉北山朝彦 〈副委員長〉小部博正  
 〈委員〉片山正敏 鈴木健宏 遊亀聖悟

お問い合わせ・ご意見は TEL: 77-3630

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1  
 E-mail: gikai@minami.i-tokushima.jp